

デンマーク特許商標庁（DKPTO）と日本特許庁（JPO）との間の特許審査ハイウェイ 試行プログラムに関する DKPTO への申請手続（仮訳）

DKPTOへの申請

[0001] 特許審査ハイウェイ（PPH）に基づく早期審査を申請するには、出願人は、PPH に基づく早期審査を申請する旨の書状に、関連のある補助的な書類を添付して、DKPTO に提出しなければなりません。PPH に基づく早期審査を、DKPTO に申請するための要件を次の項 [0002] に記載しました。関連のある補助的な書類については、さらに後の項 ([0003] 項から [0005] 項) で説明し、同様に、現時点で構想する DKPTO の一般的な申請手続については [0006] 項で説明します。

DKPTO における PPH 試行プログラムに基づく早期審査の申請に関する要件

[0002] DKPTO における、PPH 試行プログラムに基づく早期審査の申請に関する要件は 4 つあります。それらの要件は次のとおりです：

- a) DKPTO 出願（PCT 出願の国内移行出願も含む）が次の何れかに該当すること：
 - i) JPO 出願に基づいて、パリ条約に基づく優先権を正当に主張する出願（具体例については、別添 1 の図 A、B、H、I、J 及び K を参照）、又は
 - ii) 優先権主張を伴わない PCT 出願の国内移行出願（具体例については、別添 1 の図 L を参照）、又は
 - iii) 優先権主張を伴わない PCT 出願に基づいて優先権を主張する出願（具体例については、別添 1 の図 M、N 及び O を参照）

当該出願が複数のデンマークまたは PCT 出願を優先権の基礎とするもの、または、当該出願が分割出願であっても、出願日が原出願に遡及し原出願が上記の i)～iii) に該当するものであれば認められます。

- b) 対応する JPO 出願の少なくとも 1 件に、JPO が特許可能と判断した 1 乃至複数の請求項があること。

審査段階における最新のオフィスアクションにおいて明示的に特許可能と判断された請求項も、PPH 試行プログラムに基づく早期審査の申請の基礎とすることができます。JPO においてまだ特許となっていない場合でも、JPO 審査官が「拒絶理由通知書」中に「請求項〇〇に係る発明については、現時点では、拒絶の理由を発見しない。拒絶の理由が新たに発見された場合には拒絶の理由が通知される。」という定型文を記載した場合が、これに該当します。

c) PPH試行プログラムに基づく早期審査を申請するDKPTO出願のすべての請求項が、JPOにおいて特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応していること。

PPH試行プログラムに基づく早期審査を申請するDKPTO出願のすべての請求項が、出願当初のまま又は補正されて、JPOにおいて特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応していること。

差異が翻訳や請求項の形式によるものであり、DKPTO 出願の請求項が JPO 出願の請求項と同一又は類似の範囲を有するか、DKPTO 出願の請求項の範囲が JPO 出願の請求項の範囲より狭い場合、請求項は「十分に対応」するとみなされます。

例えば、JPO 出願の請求項において、明細書（明細書及び／又は請求項）に裏付けられている技術的特徴を追加することにより限定する補正がなされた場合に、より範囲の狭い請求項が生じます。

JPO で特許可能と判断された請求項に対し、新たな又は異なったカテゴリーの請求項は、十分に対応しているとはみなされません。例えば、JPO における請求項が製品を製造する方法に関するもののみであり、DKPTO において、対応する方法の請求項に従属した製品に関する請求項を導入した場合、当該出願の請求項は十分に対応しているとはみなされません。

d) DKPTO において特許とすることを示唆する通知をまだ発送していないこと。このような通知には、“Berigtigelse af bilag” or “Godkendelse”があります。

DKPTO における PPH 試行プログラムに基づく早期審査の申請ために必要な書類

[0003] DKPTO において、PPH 試行プログラムに基づく早期審査の申請の補助的な書類として、以下のものが必要です：

a) 対応するJPO出願に関するオフィスアクションの写し及び当該オフィスアクションの翻訳文。オフィスアクションがAIPN¹上で利用可能である場合は、オフィスアクションの紙形態の写し及び対応する翻訳文を提出する必要はありません。

“オフィスアクション”とは、対応出願について、出願人又は代理人へ JPO の審査官

¹ AIPN は、JPO の包装情報を提供する特許庁の間のネットワークです。出願人は AIPN にアクセスする必要はありません。自身の出願に関する情報が AIPN 上で入手できるかどうか知りたい場合は、JPO に問い合わせてください（PA22260@jpo.go.jp）。

から送られたものを指します。翻訳文は、デンマーク語又は英語でも構いません。また、機械翻訳でも構いません。DKPTO の審査官が翻訳されたオフィスアクションを十分に理解できなければ、当該審査官は出願人に対して翻訳文の（再）提出を求めることができます。

b) JPO が特許可能と判断した請求項（補正されて特許可能と判断された請求項を含む）の写し、及び当該請求項の翻訳文。

翻訳言語は、デンマーク語又は日本語の何れでも構いません。写し及び翻訳文の提出を省略できる場合及び機械翻訳については、上記[0003]の a)と同様です。

c) PPH に基づく早期審査を申請する DKPTO 出願の請求項と、JPO にて特許可能と判断された対応する JPO 出願の請求項との関係を証明する請求項対応表。請求項が十分に対応しているといえるのは、上記[0002]の c)において定義されたように、請求項のスコープが同一の場合又は類似している場合です。

DKPTO 出願の請求項が JPO にて特許可能と判断された請求項の逐語訳である場合、請求項対応表には「同一である」と記載すれば十分です。DKPTO 出願の請求項が逐語訳でない場合、上記[0002]の c)における判断基準に照らして、各請求項がどのように対応しているのか説明がなされなければなりません。

d) JPO 審査官に引用された文献の写し。引用文献が特許文献であれば、DKPTO にとって通常入手可能ですので、提出を省略できます。ただし、DKPTO がそれらの特許文献にアクセス不能である場合、出願人は、DKPTO の求めに応じてこれらの書類を提出する必要があります。また、非特許文献は、提出を省略できません。

引用文献の翻訳文を提出する必要はありません。早急に引用文献の検討を出願人が望む場合、出願人は PPH に基づく早期審査を申請する当初に、当該申請のための補助的な書類の一部として翻訳文を提出できます。

[0004] 出願人は、PPH 試行プログラムに基づく早期審査を申請するために申請用紙（別添Ⅱ参照）へ記入する必要があります。申請用紙は、DKPTO のウェブサイトからダウンロード可能（となる予定）です。申請用紙は、PPH に基づく早期審査を申請する旨の書状及び当該申請をサポートする関連書類と一緒に、DKPTO に送付しなくてはなりません。

[0005] 上述の書類を出願人が、同時の手続きを通じて又は過去の手続きを通じて既に DKPTO に提出している場合、出願人は、当該書類の写しをさらに提出する必要は

ありません。

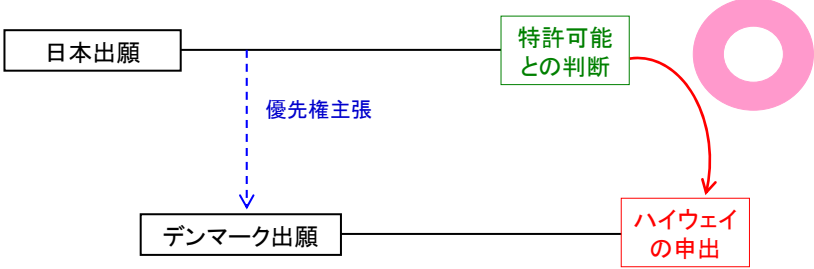
DKPTO における PPH 試行プログラムに基づく早期審査に関する手続き

[0006] 出願人は、PPH 試行プログラムに基づく早期審査を申請する旨の書状を、関連する補助的な書類及び記入済みの申請用紙とともに、DKPTO に提出します。PPH 管理官が、申請を検討して、要件が全て満たされている場合、当該 PPH 管理官は、適切なメッセージを関連のある審査グループに伝達します。審査官は早期審査を実施します。

本仮訳は、原文（**Procedures to file a request to the DKPTO for Patent Prosecution Highway Pilot Program between the DKPTO and the JPO**）の内容の理解を助けるために作成されたものであり、訳文と原文で内容に食い違いがある場合は、原文が正しいこととなります。DKPTO に対して手続きを行う際には、必ず原文をご確認ください。

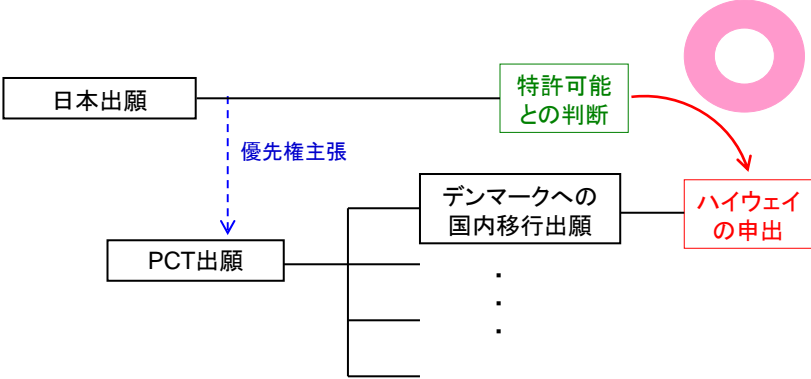
A

要件 a. i)を満たす事例
- パリルート -



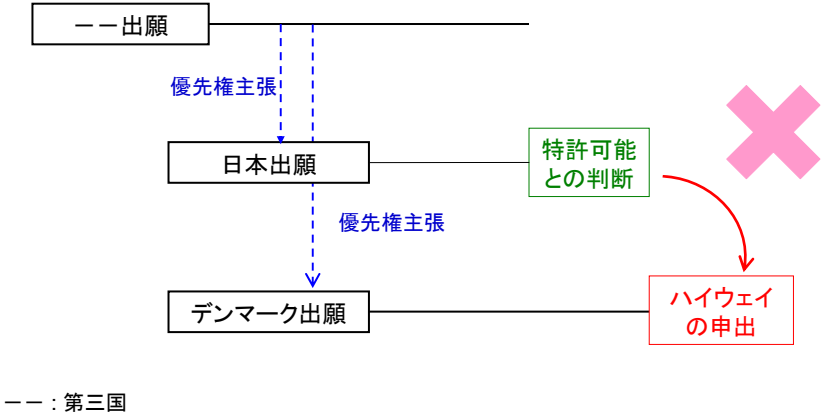
B

要件 a. i)を満たす事例
- PCTルート -



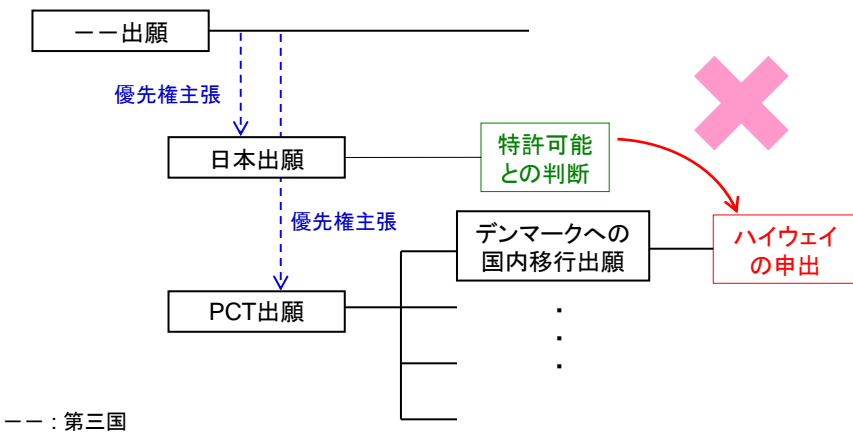
C

要件 a. を満たさない事例
- パリルート: 第三国出願に基づく優先権主張 -



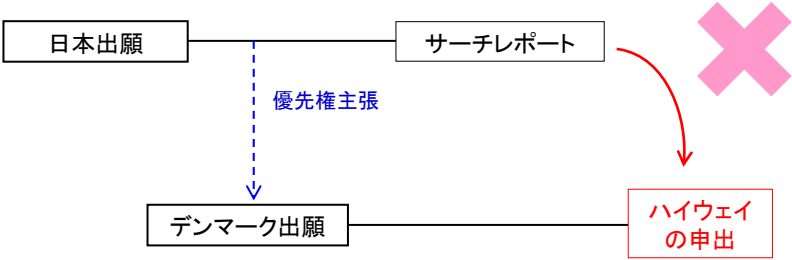
D

要件 a. を満たさない事例
- PCTルート: 第三国出願に基づく優先権主張 -



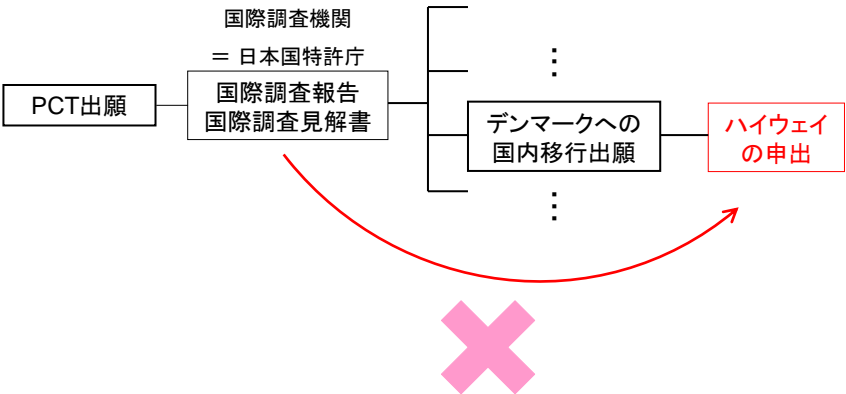
E

要件 b.を満たさない事例
- サーチレポートに基づく申出 -



F

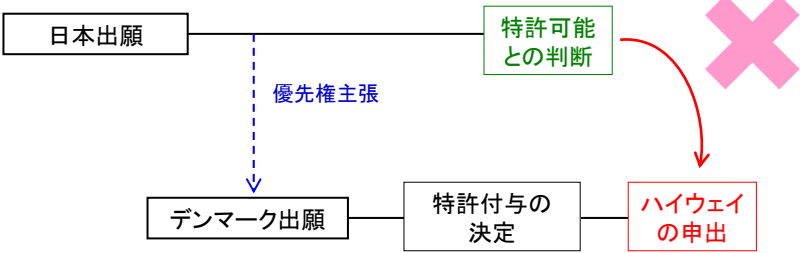
要件 b.を満たさない事例
- 国際調査報告、見解書に基づく申出 -



G

要件 d.を満たさない事例

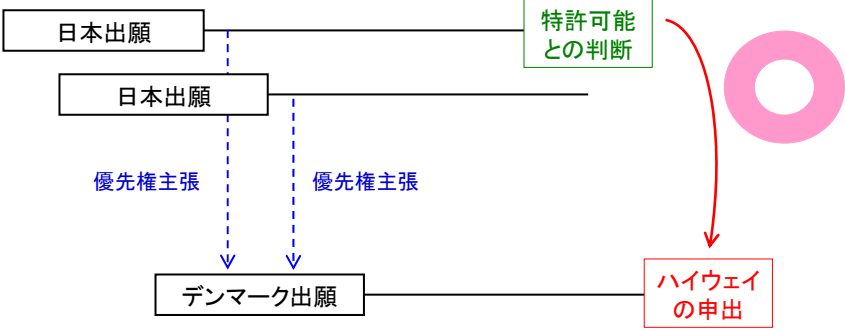
- ハイウェイの申出前にデンマーク特許庁が特許付与を決定 -



H

要件 a. i)を満たす事例

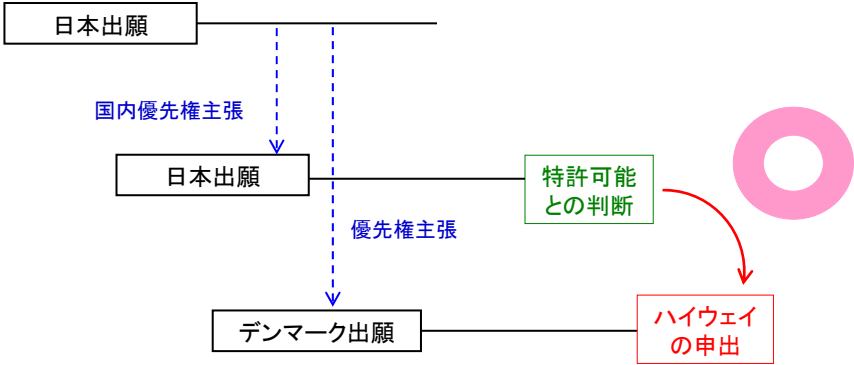
- パリルート: 複数の日本出願に基づく優先権主張 -



I

要件 a. i)を満たす事例

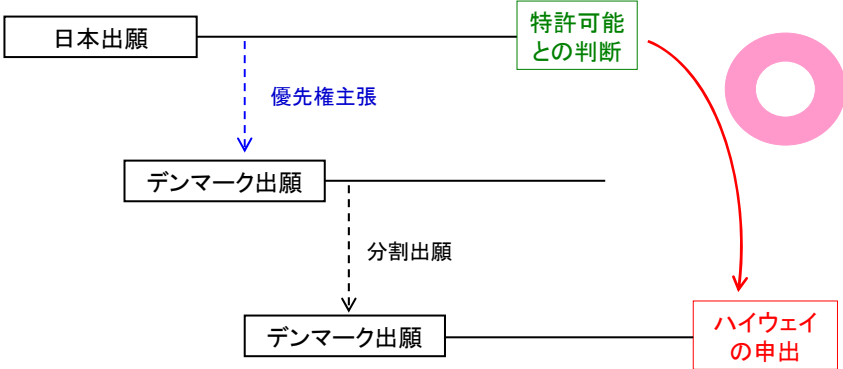
- パリルート: 国内優先権主張 -



J

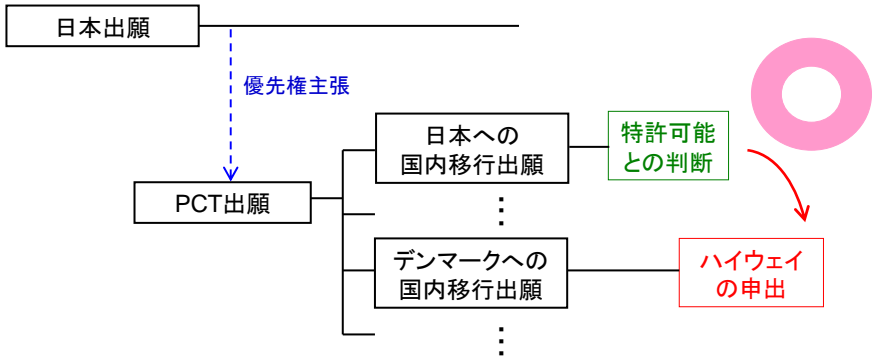
要件 a. i)を満たす事例

- パリルート: 分割出願 -



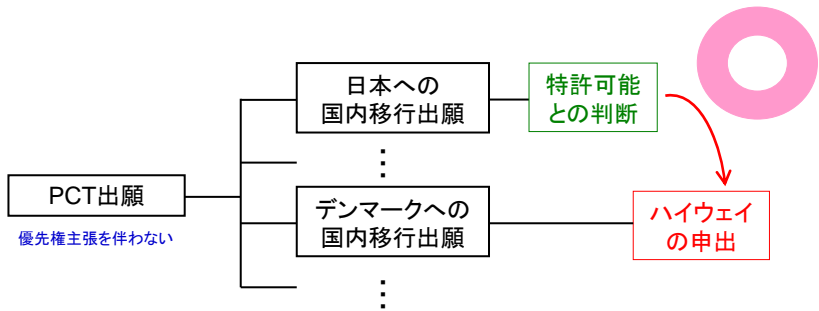
K

要件 a. i)を満たす事例 - PCTルート: 日本への国内移行出願との関係 -



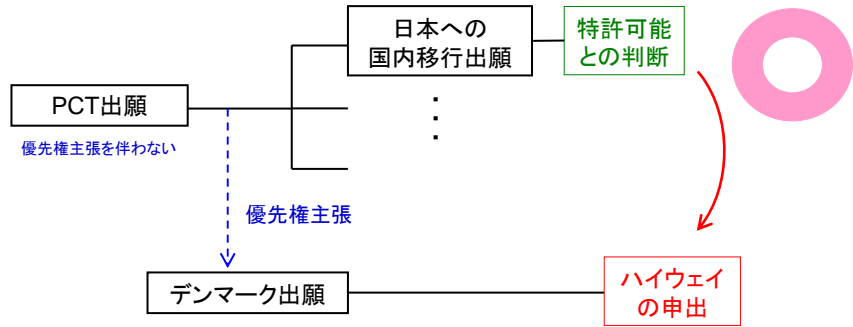
L

要件 a. ii)を満たす事例 - 優先権主張を伴わないPCT出願(ダイレクトPCT) -



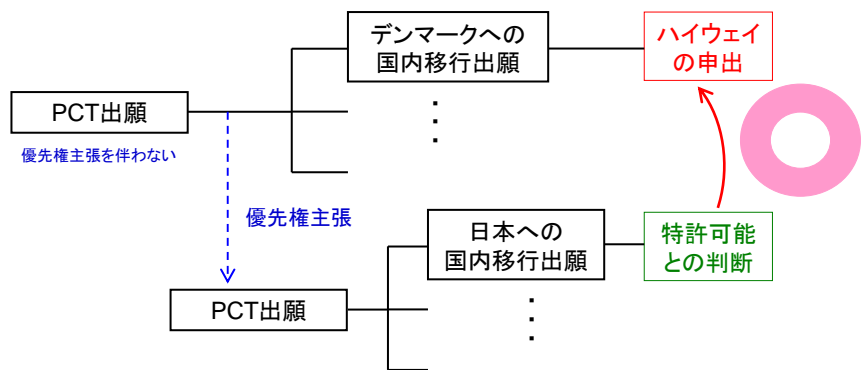
M

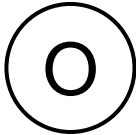
要件 a. iii)を満たす事例 - パリルート: ダイレクトPCTに基づく優先権主張 -



N

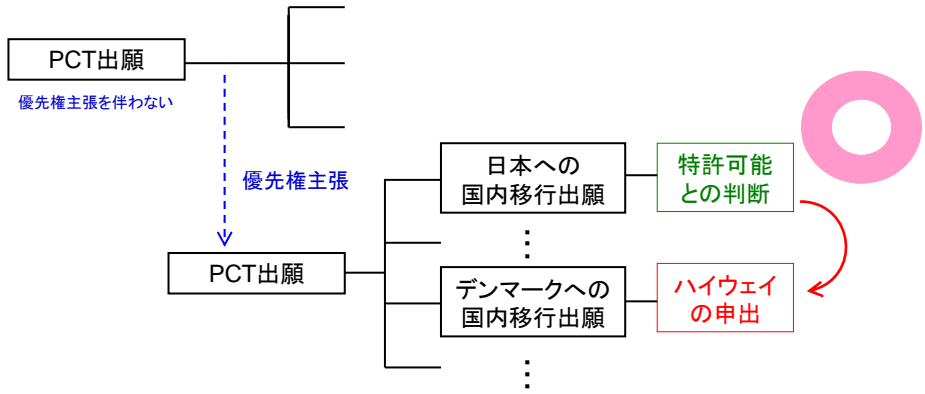
要件 a. iii)を満たす事例 - PCTルート: ダイレクトPCTに基づく優先権主張 -





要件 a. iii)を満たす事例

- PCTルート: ダイレクトPCTに基づく優先権主張 -



別添 2

デンマーク特許商標庁と日本特許庁との間の特許審査ハイウェイ試行プログラムに基づく DKPTO における早期審査の申請

1 DK 出願番号 :

対応する JP 出願番号 :

2 次の何れか :

a) JPO のオフィスアクションの写しを添付 :

及び

JPO のオフィスアクションの翻訳文の写しを添付 :

又は

b) JPO のオフィスアクションは AIPN 上で入手できる :

又は

c) JPO のオフィスアクションは先の PPH 出願にファイルされている :

DK 出願番号 :

3 次の何れか :

a) 対応する JP 出願の請求項の写しを添付 :

及び

対応する JP 出願の請求項の翻訳文の写しを添付 :

又は

b) 対応する JP 出願の請求項は AIPN 上で入手できる :

又は

c) JP 出願の請求項は先の PPH 出願にファイルされている :

DK 出願番号 :

4 外国語の引用文献の翻訳版を添付

5 請求項対応表

PPH に基づく早期審査の申請の際に、当該申請用紙が一番上になるようにしてください。

